組合員の皆さまへ

組合員の第三者賠償リスクに備えて

平成25年度

全日本板金工業組合連合会 賠償責任保険のご案内

生産物賠償責任保険のご案内

1.安心

PL事故から皆さまを守る全板連の制度です。

2.簡単

組合を通して加入できますのでわずらわしい手続きがありません。

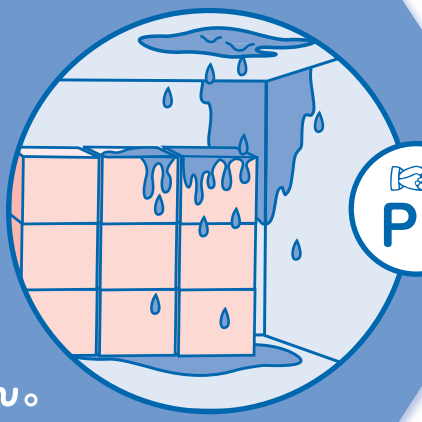

P1

NEW

総合賠償責任保険のご案内

1.充実

事業活動にかかるさまざまな賠償リスクをトータルで補償します。

2.割安

全板連独自の保険料設定となっているので個別加入より割安です。

3.簡単

組合を通して加入できますのでわずらわしい手続きがありません。

P3

保険期間（ご契約期間）

平成25年4月1日午後4時～平成26年4月1日午後4時まで

※中途加入者は、中途加入日午後4時～平成26年4月1日午後4時までとなります。

この保険は全日本板金工業組合連合会をご契約者とし、傘下の各都道府県板金工業組合に所属する組合員を被保険者とする施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険の団体契約です。
このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

全日本板金工業組合連合会（全板連）

〒108-0073　東京都港区三田1丁目3-37　板金会館内
TEL：(03)3453-7698　FAX：(03)3456-2781

生産物賠償責任保険のみ

完了した仕事のミスや販売物の欠陥による対物事故

（加入事業所の行った「屋根工事・外壁工事」等の仕事の結果が原因となり、他人の物を壊したり、物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、加入者の皆さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって、被った損害に対して保険金をお支払いたします。）

総合賠償責任保険 NEW

事業活動にかかるさまざまな賠償リスクをトータルで補償

（加入事業所の行った工事・作業が原因となり、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊した、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、加入者の皆さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって、被った損害に対して保険金をお支払いたします。）

ご加入の手続き

①お申込

別紙「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、各組合へお申込ください。

●前年売上高をご記入いただき、前年売上高に該当する加入依頼書の符号に○印をお付けください。

※前年売上高は最近の会計年度に基づいた売上高で1,000万円刻みとなります。前年売上高が3億円を超過する場合は事前にお問合わせください。

●代表者印を押印ください。（法人の場合は会社印）

②加入手続きおよび保険料の払込方法

4月1日の加入手続きについては、3月8日までに、加入依頼書が各組合へ到着し、かつ加入者分の保険料相当額を各組合の指定口座に着金するようにお振込ください。（所属する各組合により締切日が前後する可能性があります。）

③中途加入

更新日以降は毎月15日までに、加入依頼書が各組合に到着し、かつ保険料が着金確認できたもので締切り、翌月1日午後4時を中途加入日とします。

※加入申込書の締切日については、各組合によって異なります。

④契約内容の変更の通知および脱退手続き

変更・脱退の場合はすみやかに各組合にご連絡ください。各月の15日までに各組合に書類が提出された場合は、翌月1日の変更・脱退となります。（月単位の変更・脱退となります。）

保険料確定特約について

●この保険契約はご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の売上高（保険料算出の基礎数値）を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間（ご契約期間）終了時の確定精算を省略いたします。

（注）ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

●保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

保険の対象　加入事業者の行った屋根・外壁・雨樋・雨押え／水切りの各種工事

補償内容　財物(対物)1事故あたりの支払限度額
2,000万円
保険期間中の支払限度額
(自己負担額はありません。)

支払事例
- 屋根を修理したが、欠陥があり雨水が漏れ、家財を汚した。
- 訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用など

保険料　保険料は前年売上高により異なります。
別紙「加入依頼書」をご確認ください。

※前年売上高とは、加入時に把握可能な最近の会計年度に基づいた売上高。

保険の対象　加入事業者の行った屋根・外壁・雨樋・雨押え／水切りの各種工事

補償内容
- 工事中の事故
- 施設の所有、使用、管理に起因する事故
- 工事完了(引渡し)後の事故

詳細は
3～4ページを
ご確認ください。

- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。(一部商品を除きます。)
- 保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。またこの場合においてこの特約をセットしたときには、確定精算が必要となります。

(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約はセットできません。

- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。(一部商品を除きます)
- 中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますので、ご注意ください。

保険金の請求手続き

◎事故が発生した場合には、組合または取扱代理店、引受保険会社までご連絡ください。
※ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【ご連絡いただく事柄】
○加入者名、お店の所在地、電話番号　○事故の日時、場所、住所、状況、損害の程度
○被害者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号　○補償内容が重複する他の保険契約等の有無　など

◎実際の保険金請求手続きに関しては、次の書類が必要です。
※事故報告がありますと取扱代理店または引受保険会社より用紙を直送します。
1.事故状況を保険金請求書(引受保険会社所定)
2.示談書(引受保険会社所定)
※この保険には、ご契約者である団体等、加入依頼者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
3.被害者の損害を証明する書類　(例)修理費明細書・被害品の購入時の領収書　など

総合賠償責任保険のご案内

NEW

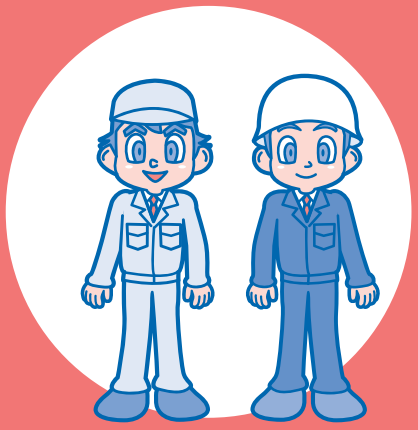

1 施設の所有、使用、管理に起因する事故

①施設所有(管理)者賠償責任保険

主な事故例

常設の資材置場に子供が入り込み遊んでいたところ、資材が崩れ、子供がケガをした。

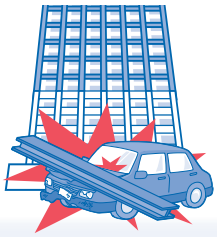

夜間、常設の資材置場にあった資材が管理不備により、崩れてしまい、近くに駐車していた車にキズをつけた。

主な特約

●漏水補償特約

事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・和解・示談などの対応の費用をお支払いします。

事故発生の際に適切な対応を行うために

［損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用］

事故被害の拡大防止にかかった費用等

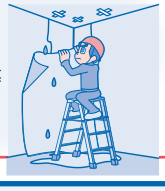

［緊急措置費用］

応急手当や緊急措置に要した費用等

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

●ご契約者または被保険者の故意による事故
●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)
●地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による事故
●被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
●被保険者の使用人が業務中に被った身体の障害に対する損害賠償責任
●被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任
●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

2 工事中の事故

②請負業者賠償責任保険

主な事故例

建築工事中に足場が倒れ、道路を歩いていた通行人に当たりケガをさせた。

工事中に誤って工具を落としてしまい、床を傷つけてしまった。

主な特約

- 管理財物追加補償特約
- 下請負人補償特約
- 工場内建設用工作車危険補償特約

3 工事完了（引渡し）後の事故

③生産物賠償責任保険

主な事故例

施工に不具合があり、侵入した雨水が原因で自宅の階段ですべってケガをした。

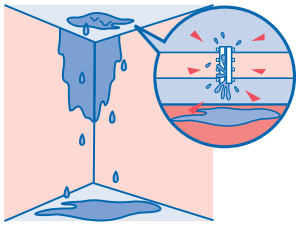

施工に不具合があり、雨水が家屋内に浸入し、天井クロスを汚した。

主な特約

- 使用不能損害補償特約
- 生産物・仕事の目的物損壊補償特約

訴訟・和解・示談などの対応に

［被害者治療費等］

被害者の治療費を負担したとき等

［争訟費用・示談交渉費用］

訴訟にかかった費用等

［示談協力費用］

引受保険会社に協力するためにかかった費用等

［訴訟対応費用］

書類の作成など、訴訟に関する諸費用等

加入プラン

補償項目	支払限度額（注）		加入パターン A	加入パターン B	免責金額（自己負担額）
①施設所有（管理）者賠償責任保険	対人	1名	5,000万円	1億円	3万円
②請負業者賠償責任保険	対人	1事故	1億円	2億円	3万円
③生産物賠償責任保険	対物	1事故	2,000万円	5,000万円	3万円

（注）補償項目①②③それぞれが支払限度額となります。（注）施設・請負・生産物をセットでのご加入が必須となります。
（注）ご加入者全体の事故状況により次年度保険料の見直しを行います。

保険料

保険料は前年売上高により異なります。 別紙「加入依頼書」をご確認ください。
※前年売上高とは加入時に把握可能な最近の会計年度に基づいた売上高となります。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、
その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。
詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

基本契約の補償内容

(賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約)

お支払いする場合

下記の事故により、他人に身体の障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者(補償の対象となる方)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1)施設・設備に起因する事故
- ●被保険者が所有、使用もしくは管理する施設や設備の構造上の欠陥または管理上の不備に起因する偶然な事故
- ●施設を拠点としてその内外で行われる仕事の遂行に起因する偶然な事故

(2)業務遂行に起因する事故
- ●仕事の遂行に起因する偶然な事故
- ●仕事を遂行するために、作業現場以外の場所に設置された事務所、資材置場、飯場、その他の仮設物等の施設※の欠陥または管理上の不備に起因する事故

※工事・作業を遂行するために設置された施設であり、本社、営業所等の事務所等は対象となりません。

(3)生産物に起因する事故
- ●製造・販売、飲食業等の場合
  被保険者が生産または販売した保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます。)が他人に引き渡された後に発生した、その生産物の欠陥※等(取扱説明書の説明不備を含みます。)に起因する偶然な事故
- ●工事や作業を行う事業の場合
  被保険者が行った保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の終了(引渡しがある仕事の場合は引渡後)または放棄の後に発生した、その仕事の欠陥※等に起因する偶然な事故

※この保険において「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。生産物または仕事の結果が本来の機能を果たさないもしくは注文と異なる等により被保険者が負担する修理費・取替費用等は、補償の対象となりません。

お支払いする保険金の額

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される「1名支払限度額」および「1事故支払限度額」が限度となります。

保険金の額 ＝ (①法律上の損害賠償責任の額) ＋ (②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用 ③緊急措置費用) － (基本契約の自己負担額(免責金額))

上記①②③の保険金のほか、④示談協力費用、⑤争訟費用・示談交渉費用についてもお支払いします。

①法律上の損害賠償責任の額(以下「損害賠償金」といいます。)
次の身体障害事故または財物損壊事故の相手方の損害額に被保険者側の過失割合を乗じた額をいいます。
●身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、逸失利益等 ●財物損壊(対物)事故:修理代等

②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用※1
事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。

③緊急措置費用※1
応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用、および支出につき引受保険会社の書面による同意を得た費用をお支払いします。(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします。)

④示談協力費用※2
被保険者が引受保険会社の求めに応じ、引受保険会社に協力するために直接要した費用をお支払いします。

⑤争訟費用・示談交渉費用※2
被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。

※1 その実費につき、①の額と合算して、自己負担額を超過した額を、1名支払限度額および1事故支払限度額を限度に、お支払いします。
※2 1名支払限度額および1事故支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、⑤については、①の額が1名支払限度額および1事故支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

施設所有(管理)者賠償責任保険

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

【次の事由によって生じた事故による損害】
- ●ご契約者または被保険者の故意
- ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾
- ●地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- ●被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ●業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ●他人との約定により加重された損害賠償責任
- ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ●排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任
- ●原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害(賠償責任保険追加特約)
- ●アスベストまたはその代替物質の有害性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- ●汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任(汚染物質の排出、流出、溢出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。)(賠償責任保険追加特約)
- ●LPガスの販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- ●施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ●施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ●航空機、エレベーター、エスカレーター、自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ●施設外における船もしくは車両(船または車両の原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ●仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しとします。)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)
- ●弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任
- ●石油、重油等の石油物質が保険証券記載の施設から海、河川、湖沼、運河へ流出したことに起因する損害賠償責任(ただし、対人事故は除きます。)

【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害賠償責任】
①人または動物に対する診察、治療、看護、疾病の予防または死体の検案(医療用の器具、器械または装置を使用した場合を含みます。)
②医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
③あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等の施術　など

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
漏水補償特約	施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	1−1.基本契約でお支払いする①〜⑤の保険金 〈基本契約の対物の支払限度額および自己負担額(免責金額)が適用されます。〉

請負業者賠償責任保険

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

【次の事由によって生じた事故による損害】
●ご契約者または被保険者の故意
●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾
●地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波
【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
●被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
●業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
●他人との約定により加重された損害賠償責任
●排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任
●原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害(賠償責任保険追加特約)
●アスベストまたはその代替物質の有害性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
●汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任(汚染物質の排出、流出、溢出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます)(賠償責任保険追加特約)
●LPガスの販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
●被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する損害賠償責任
①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
②土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
③地下水の増減に起因する損害賠償責任
●施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
●じんあい(金属粉を含みます。)または騒音に起因する損害賠償責任
●被保険者の下請負人またはその使用人が業務中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
●航空機、自動車(工事場内建設用工作車を除きます。下記「工事場内建設用工作車危険補償特約」をご参照ください。)の所有、使用または管理(貨物の積み込み、積み卸し作業を除きます。)に起因する損害賠償責任
●仕事の目的物の損壊自体に基づく損害賠償責任
●仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)
●塗装業務のために使用する塗料またはその他の塗料用材料が塗装作業中に飛散または拡散したことによって生じた損害賠償責任。ただし、容器等の落下または転倒に伴い飛散または拡散したことによって生じた損害賠償責任に対しては、保険金をお支払いします。
●塗装対象物の誤認、看板もしくは広告板等の設置する場所の誤り、広告の内容または塗料の色、特性等の塗料の選択の誤りによって生じた損害賠償責任
●塗装対象物の再塗装費用および塗装対象物自体を損壊したことによって生じた損害賠償責任
●所有、使用または管理する以下の財物の損壊による損害賠償責任(管理財物の範囲に関する特約)
①被保険者が所有する財物
②被保険者が他人から借用または受託した財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物およびレンタルまたはリース等による物を含みます。)
③発注者その他の者より支給された資材その他の支給品
④運送、荷役、撤去または移設の目的物および寄託契約に基づく受託物(修理または加工を目的とする受託物を含みます。)
⑤被保険者が他人から借用する不動産　など

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
工事場内建設用工作車危険補償特約	工事場内、施設内、工事区間内※において、被保険者が所有、使用または管理するブルドーザー、パワーショベル等の建設用工作車に起因して対人、対物事故が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※工事場、工事区間とは、主たる業務(工事)を行っている場所で、その間は、不特定多数の人が出入りすることを禁止されている場所をいいます。工事区間の道路上の作業危険も補償の対象となりますが、公道走行中は補償の対象となりません。	**基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 基本契約の支払限度額が限度となります。 (注)自賠責保険等(責任共済を含みます。以下同様とします。)※および自動車保険等(自動車共済を含みます。)により支払われるべき金額の合算額が自己負担額より大きい場合は、その合算額が自己負担額として適用されます。 ※自賠責保険を締結すべき建設用工作車が自賠責保険に加入していない場合、自賠責保険から支払われる金額に相当する額をいいます。	――

特約	特約の主な内容
下請負人補償特約	被保険者が使用する下請負人すべてを、この保険の補償の対象者に含める特約です。 ただし、下請負人相互間、元請業者と下請業者相互間で生じた損害賠償責任については、保険金をお支払いできません。

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
管理財物追加特約	基本契約でお支払いの対象とならない、作業を行う対象物(建設工事の場合は、仕事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます)の損壊に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)作業を行う対象物とは、下記のものをいいます。 a. 設備工事・増築工事・機械据付工事等の場合……既存建物 b. 配管工事の場合……既存配管 c. 清掃・点検・修理・操作等の場合…作業の対象物件	**基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 基本契約の対物の1事故支払限度額が限度となります。 自己負担額(免責金額)は基本契約の自己負担額と同額となります。	作業の拙劣(錯誤による場合を含みます。)により生じた部分の損害　など (注1)ただし、火災または爆発による損害が生じた場合は、保険金を支払います。 (注2)「被保険者が作業を行う対象物」が、仕事の目的物である場合ならびに以下の管理財物(管理財物の範囲に関する特約第1条(保険金を支払わない管理財物の範囲)(1)の①から④までおよび⑥)の場合はお支払いの対象となりません。 ①被保険者が所有する財物 ②被保険者が他人から借用または受託した財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物およびレンタルまたはリース等による物を含みます。) ③発注者その他の者より支給された資材その他の支給品 ④運送、荷役、撤去または移設の目的物および寄託契約に基づく受託物(修理または加工を目的とする受託物を含みます。) ⑤被保険者が借用する不動産

特約	
被保険者間交差責任補償特約	上記「追加被保険者特約」ではお支払いの対象とならない、発注者グループ(元請の工事請負契約における発注者、その代理人、使用人および従業員)の被保険者と請負業者グループ(元請の工事請負契約における元請負人(その下請負人を含みます。)、その代理人、使用人および従業員)の被保険者相互間の損害賠償責任を補償します。ただし、同一のグループの被保険者間の損害賠償責任に対しては、保険金をお支払いできません。

生産物賠償責任保険

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

【次の事由によって生じた事故による損害】
- ご契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 他人との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害(賠償責任保険追加特約)
- アスベストまたはその代替物質の有害性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- 汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任(汚染物質の排出、流出、溢出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。)(賠償責任保険追加特約)
- LPガスの販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- 生産物または仕事の目的物の損壊自体に基づく損害賠償責任
- 故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または仕事の結果に基づく損害賠償責任
- 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 海外で発生した事故による損害賠償責任
- 【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害賠償責任】
①人または動物に対する診察、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
②医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
③あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
- 弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間開始後に発生した事故に起因する損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用されている財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 生産物または仕事の目的物により製造、生産または加工された財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 生産物または仕事の目的物を制御装置として使用している財物から製造、生産または加工されたその他の財物に起因する損害賠償責任
- 身体の障害を被った被害者の労働能力の喪失または減少によって、被害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失について被保険者が負担する損害(間接被害者補償対象外特約)
- 生産物または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換その他適切な措置に関して被保険者が被る損害(回収費用補償対象外特約)　など

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
使用不能損害補償特約	被保険者が生産もしくは販売した生産物または被保険者が行った仕事の結果に起因する偶然な事故により発生した、物理的損壊を伴わない他人の財物の使用不能損害について、法律上の損害賠償責任をその財物について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限ります。 生産物や仕事の結果に起因するものについては、その生産物や仕事の目的物自体に損壊が発生していることが必要となります。	**基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 1事故および保険期間中100万円が限度となります。自己負担額(免責金額)は1,000円です。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。	(1)使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 (2)生産物または仕事の結果に起因する事故についての次の損害 ・生産物または仕事の目的物自体の使用不能損害に起因する損害賠償責任 ・生産物または仕事の目的物自体の損壊を伴わない他の財物の使用不能損害に起因する損害賠償責任など
生産物・仕事の目的物損壊補償特約	製造・販売した生産物または仕事の結果に起因する対人事故または生産物・仕事の目的物以外の対物事故が発生したことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その生産物または仕事の目的物の損壊自体について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	**基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 1事故および保険期間中、基本契約の対物の1事故支払限度額×3%が限度となります。自己負担額(免責金額)は基本契約の対物の自己負担額と同額となります。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「対物の保険期間中総支払限度額」が減額されます。	――
国外一時持出品補償特約	製造・販売した生産物に起因する事故が、一時的な日本国外での使用中※に発生した場合に、保険金をお支払いします。 ※生産物の使用者(被保険者自身を除きます。)が、日本国内に所在している生産物を日本国外に持ち出し、日本国外でその生産物の使用目的に従って使用した後その生産物の性状または機能等を変えることなく再び日本国内に持ち帰ることをいいます。	**基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 基本契約の支払限度額および自己負担額(免責金額)が適用されます。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中支払補限度額」が減額されます。	被保険者に対する損害賠償請求が日本国外の裁判所に提起された場合　など
損害賠償請求ベース特約	**特約の主な内容** 保険証券記載の遡及日(引受保険会社との初年度契約の保険始期日)以降に事故が発生し、かつ保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いする特約です。 (注)保険契約締結の際、ご契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に、被保険者に対する損害賠償請求を提起されるおそれがある状況を知っていた場合は、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求に対しては、保険金はお支払いできません。		

ご注意
- ■賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款・特約集および保険証券はご契約者(全日本板金工業組合連合会)にお渡しいたします。
- ■引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金または解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ、保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- ■本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページをご覧ください。http://www.aioinissaydowa.co.jp/

◎組合窓口
全日本板金工業組合連合会(全板連)
TEL:03-3453-7698
FAX:03-3456-2781
〒108-0073　東京都港区三田1丁目3-37 板金会館内

◎取扱代理店
株式会社 星和ビジネスサポート 損保室
フリーダイヤル 0120-288270 (平日:9時～17時)
FAX:03-5439-2380
〒108-0014　東京都港区芝4-1-23 三田NNビル4F

◎引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部 営業第一課
TEL:03-6734-9608
FAX:03-6734-9609
〒103-8250　東京都中央区日本橋3-5-19

2012年11月承認GA12C303033